

平成 24 年 10 月 11 日  
総合政策局安心生活政策課

## バリアフリー法に基づくバリアフリー化の進捗状況について

(公共交通事業者等からの公共交通移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要(平成23年度末))

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)第53条に基づく公共交通事業者等からの移動等円滑化実績等報告(平成23年度末における公共交通機関のバリアフリー化の状況)の概要について別紙1のとおりお知らせいたします。

### 公共交通機関におけるバリアフリー化の進捗状況

▶ 全旅客施設 <sup>※1</sup>		
・ 段差の解消 <sup>※2</sup>	<u>81.1%</u>	(H22 年度末より約3.2ポイント増加)
・ 視覚障害者誘導用ブロック <sup>※3</sup>	<u>92.6%</u>	(同 約0.8ポイント増加)
・ 障害者用トイレ <sup>※4</sup>	<u>78.0%</u>	(同 約3.0ポイント増加)
▶ 車両等 <sup>※5</sup>		
・ 鉄軌道車両	<u>52.8%</u>	(H22 年度末より約3.3ポイント増加)
・ ノンステップバス	<u>38.4%</u>	(同 約2.9ポイント増加)
・ リフト付きバス	<u>3.3%</u>	(同 約0.4ポイント増加)
・ 福祉タクシー	<u>13,099 台</u>	(同 843台 増加)
・ 旅客船	<u>20.6%</u>	(同 約2.6ポイント増加)
・ 航空機	<u>86.1%</u>	(同 約4.7ポイント増加)

※1：1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)

※2：バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条への適合をもって算定。

※3：バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

※4：バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～第15条への適合をもって算定。

※5：バリアフリー法に基づく各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

平成22年度末の公共交通機関におけるバリアフリー化の進捗状況については、参考として掲載したものです。

なお、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の全ての旅客施設のバリアフリー化の進捗状況(旧基本方針)については別紙2のとおりです。

お問い合わせ先：

国土交通省総合政策局安心生活政策課

交通バリアフリー政策室 釜田、山崎

03-5253-8111 (代表) (内線25-518、25-514)

03-5253-8305 (直通)

03-5253-1552 (FAX)